

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね30年とします。

2.2 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、河口部におけるゼロメートル地帯を高潮被害から防護するため、海岸保全区域において実施している高潮対策事業と連携し一定範囲の連続性をもった整備を行うことで、沿岸地域の浸水被害を防止します。

なお、想定される規模を超える洪水や高潮、津波が発生した際、その被害を最小限に抑えるため、関係機関や地域住民と連携し、高齢者などの災害時要援護者にも配慮した情報伝達方法、警戒避難体制等の整備を図ります。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携し、現況流況の維持に努めます。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定に向けて、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔の保持などの観点から関係機関と連携し、引き続きデータの蓄積に努め検討を行います。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との調和を図りながら、貴重な動植物の生息・生育場となっている水環境の保全、シマヨシノボリなどの魚類の移動に配慮した河川の縦断的連続性ならびに水際の連続性の確保など、河川毎、地域毎の特性に配慮した河川環境の整備を図ります。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。

また、河川空間の利用に関しては、地域住民が河川に親しみを感じ、河川空間の利用が図られるように、親水性に配慮した河川環境の整備に努め、関係機関や地域住民と連携しながら、河川の水質、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・改善に努めます。特に干潟は、藤井川河口部や隣接する海域に広がっているため、関係機関と連携して、保全に努めます。